

漁獲共済【通常タイプ】・特定養殖共済 漁業収入安定対策事業

この事業は、漁業共済の掛金負担を軽減し、漁業共済では対象とならない漁獲金額(生産金額)の減収を補てんする事業です



この事業の目的

計画的に資源管理・漁場改善に取り組む
漁業者の経営を支援します。

資源管理協定・漁場改善計画を設定

計画の順守

…………… 2つのメリット ……………

1. 積立ふらずで減収を補てん
※漁業共済では補償されない漁獲金額(生産金額)の減収が補てんされます。
2. 追加補助で漁業共済掛金の負担軽減
※負担すべき純共済掛金が半額程度になります。

事業を利用するには

次の要件1及び要件2を満たす必要があります。

要件1 資源管理・漁場改善計画への参加・順守

次の計画に参加して順守すること

【漁獲共済】…………… 資源管理協定

- ・休漁や漁獲制限、漁具制限等を設定する必要があります。

【特定養殖共済】…漁場改善計画

- ・適正養殖可能数量※を設定する必要があります。
漁場環境に見合った種苗投入数量

要件2 漁業共済への実質加入

一定以上の契約割合で加入すること

【漁獲共済】

- ◆採貝・採藻業、20 t 未満の漁船漁業、小型定置…40%
- ◆20~100 t 未満の漁船漁業、大型定置……………30%
- ◆100 t 以上の漁船漁業……………20%

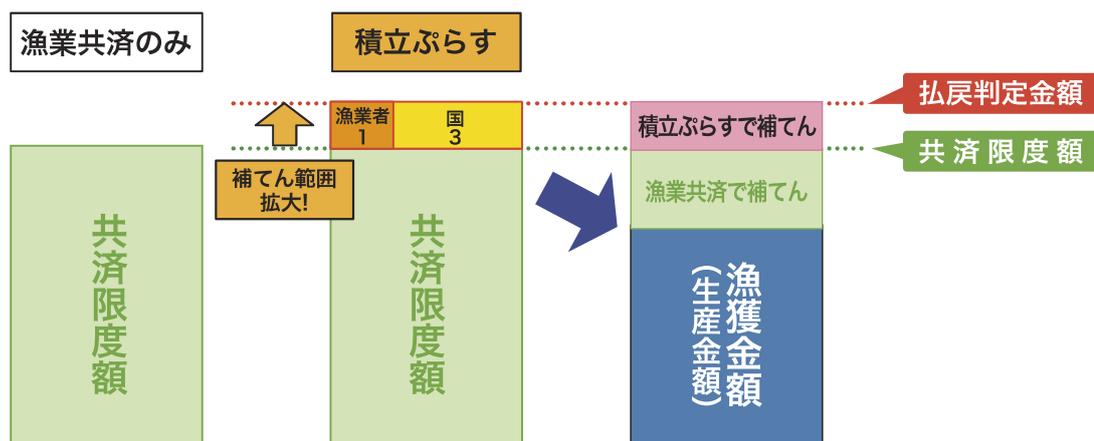
【特定養殖共済】……………30%

漁業共済の掛金補助が追加されます！

契約者が負担すべき純共済掛金の半額程度が補助され、掛金負担が軽減されます。

積立ぶらすと漁業共済で経営が安定！

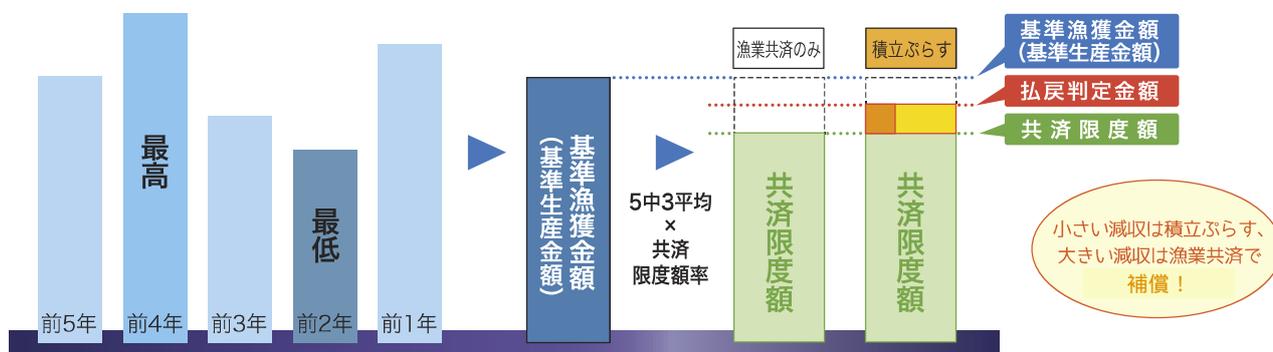
共済責任期間中の漁獲金額(生産金額)が補償水準(積立ぶらすは**払戻判定金額**・漁業共済は**共済限度額**)に達しなかった場合に、その減収を補てんします。



補償水準(払戻判定金額・共済限度額)の算出方法

漁業者ごとに過去5年間の漁獲金額(生産金額)を基礎として毎年算出します。

- **払戻判定金額**・・・積立ぶらすの支払いの判定基準となる金額
- **共済限度額**・・・漁業共済の支払いの判定基準となる金額



基準漁獲金額：契約者の過去5年間の漁獲金額のうち、最高と最低の年を除いた3年平均額(5中3平均)を基準に漁業事情等を考慮して算定される金額
(漁獲の場合)

基準生産金額：契約者の過去5年間の養殖単位(さく、いかだ等)当たりの生産金額のうち、最高と最低の年を除いた3年平均額(5中3平均)に、契約年の養殖単位数を乗じて算出した金額を基準とし、養殖事情等を考慮して算定される金額
(特定養殖の場合)

共済限度額：基準漁獲金額(基準生産金額)×共済限度額率(漁業種類ごとに70~90%の範囲で定められています。)

払戻判定金額：(基準漁獲金額(基準生産金額)+共済限度額)×1/2

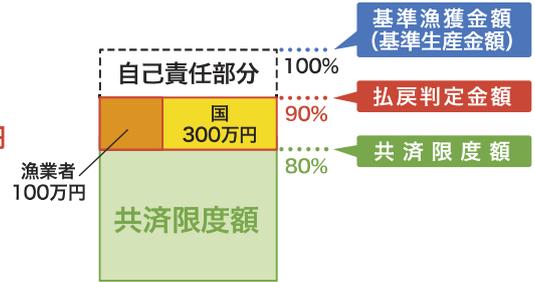
積立ぶらすの漁業者最大積立額の計算(略式)

$$\text{漁業者最大積立額} = (\text{払戻判定金額} - \text{共済限度額}) \div 4$$

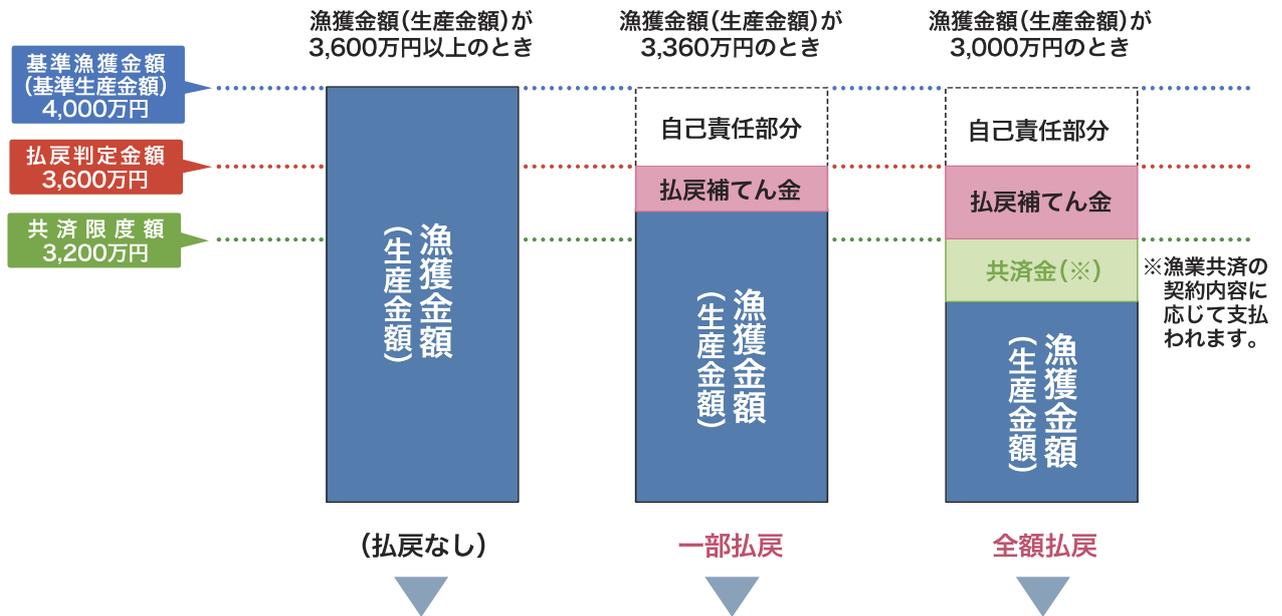
(例) 共済限度額率が80%の漁業

- 基準漁獲金額=4,000万円
(基準生産金額)
- 共済限度額=4,000万円×80%=3,200万円
- 払戻判定金額=(4,000万円+3,200万円)×1/2=3,600万円

漁業者最大積立額 = (3,600万円 - 3,200万円) ÷ 4 = 100万円
 国の最大積立額 = 漁業者最大積立額 × 3 = 300万円



積立ぶらすの払戻補てん金の計算例と払戻後の積立金の取り扱い



| | | 漁獲金額(生産金額)が 3,600万円以上するとき | 漁獲金額(生産金額)が 3,360万円するとき | 漁獲金額(生産金額)が 3,000万円するとき |
|-------------------------------|--------|------------------------------|----------------------------|----------------------------|
| 基準漁獲金額 (基準生産金額) 4,000万円 | | | | |
| 払戻判定金額 3,600万円 | | | | |
| 共済限度額 3,200万円 | | | | |
| | | (払戻なし) | 一部払戻 | 全額払戻 |
| 漁業者積立金(A) | | 100万円 | 100万円 | 100万円 |
| 払戻補てん金 | | 0円 | 240万円 | 400万円 |
| (内訳) | 漁業者(B) | 0円 | 60万円 | 100万円 |
| | 国 | 0円 | 180万円 | 300万円 |
| 残高 (A-B) | | 100万円 | 40万円 | 0円 |
| 残高の取り扱い | | 翌年に繰越 | 翌年に繰越 | — |

※漁業共済の契約内容に応じて支払われます。

積立金について

- 契約者の預け金です。
- 口座振替により共済責任期間の3分の2までに積み立てます。
- 契約前に口座振替依頼書を提出して下さい。
- 分割納付が可能な場合があります。

積立額は、漁業者最大積立額の範囲内で漁業者が決定します(1万円単位)。
国は漁業者積立額の3倍を積み立てます。

ご契約にあたっての注意事項

- 加入要件を満たしていることを確認するための必要書類を提出願います。
- 共済掛金の追加補助のみの利用は可能ですが、積立ぶらすのみの利用はできません。
- 積立ぶらすは漁獲共済・特定養殖共済の契約と同時に毎年お申し込み下さい。
- 払戻の判定は契約期間(共済責任期間)終了後に毎年行います。
- 故意または重大な過失や契約者に責めがある場合などは、払戻補てん金が減額または支払われないことがあります。
- 積立ぶらすを契約の途中で解約する場合は、原則として手数料(1万円)がかかります。
- 提供いただいた個人情報は、この事業以外では使用いたしません。



資源管理協定・漁場改善計画を順守できなかった場合はペナルティが課せられます！

- 共済掛金の追加補助分を返還していただきます。
- 違反した年の積立ぶらすは解約となります。既に払戻補てん金が支払われている場合は、国費分を返還していただきます。
- 上記2つの返還がされない場合、翌年度以降の漁業収入安定対策事業の利用ができません。

詳しくは、漁協又は共済組合にお問い合わせ下さい。



ぎよさい
URL:<http://www.gyosai.or.jp>